

教育訓練給付制度指定講座を  
運営する教育訓練施設の長 あて

厚生労働省参事官  
(若年者・キャリア形成支援担当)  
(公印省略)

令和元年度教育訓練給付金の支給の対象となる厚生労働大臣指定  
教育訓練現況報告書(平成30年度実績)の提出について(依頼)

平素より、教育訓練給付制度指定講座(以下「指定講座」という。)の運営にご協力いただき感謝申し上げます。

標記について、「雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準(平成二十六年厚生労働省告示第二百三十七号)」第一項第三号に基づき、指定講座に係る運営状況を定期的に報告いただいているところです。今年度においても、下記のとおり、別添1「現況報告書の提出対象講座一覧」に掲げる講座ごとに、別紙の「令和元年度教育訓練給付金の支給の対象となる厚生労働大臣指定教育訓練現況報告書」報告実施要領(以下、「報告実施要領」という。)に基づき、令和2年1月9日(木)までに必ず提出していただきますようお願いいたします。

今回提出していただいた報告書については、当方での講座状況の把握のほか、当制度を利用される方々への情報提供として、「教育訓練講座検索システム(※)」に掲載することとしています。

なお、上記期限までに本報告書が提出されず、さらに別途設定する最終提出期限(2月上旬予定)までに本報告書が提出されなかった場合には、その指定講座の指定は令和2年4月末日付けで取り消されますのでご注意ください。

また、来年度も同様の報告を依頼いたします。厚生労働省ホームページでも告知を行いますので、事前準備のほどよろしくをお願いいたします。

(※) <https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/SCM/SCM101Scr02X/SCM101Scr02XInit.form>

記

- 1 教育訓練施設においては、別紙の報告実施要領に基づき、以下のURLまたはQRコード先の「令和元年度教育訓練給付金の支給の対象となる厚生労働大臣指定教育訓練現況報告書」について、昨年度修了者に対し別添2「教育訓練給付指定講座修了者アンケート」を採っていただいた上で必要事項を記入いただき、令和2年1月9日(木)までに必ず提出してください。

【回答URL及びQRコード】

<https://www8.webcas.net/form/pub/senkobs/genkyouhoukoku2019>



- 2 上記期限までに本報告書が提出されず、さらに別途設定する最終提出期限（2月上旬予定）までに本報告書が提出されなかった場合、その指定講座の指定は令和2年4月末日付けで取り消されます（指定期間満了扱い）。
- 3 本報告内容に虚偽等が認められた場合は、全指定講座の指定を取り消す場合があります。

#### 別紙・別添リスト

- 別添1 「現況報告書提出対象講座一覧」
- 別添2 「教育訓練給付指定講座修了者アンケート」
- 別紙 「令和元年度教育訓練給付金の支給の対象となる厚生労働大臣指定教育訓練現況報告書（平成30年度実績）報告実施要領」

なお別途、「専門実践教育訓練給付指定講座受給者アンケート」についてもお送りさせていただきますので、対象講座をお持ちの施設の方々につきましては、ご協力いただきますようお願いいたします。